

刑事訴訟・少年事件の手続の流れ と弁護士の職務

1、刑事手続きの流れ

1) 起訴前の捜査段階における弁護活動

①受任

a) 当番弁護士（弁護士会からFAXが流れてきます）

現在、起訴前で刑事事件を受任するきっかけの多くは、当番弁護士制度における派遣要請がほとんど。逮捕・勾留された人に弁護士が1回無料で接見（面会）し、法的アドバイスや、面会の上、弁護士が必要な事件であれば、私選もしくは扶助で受任することになります。

b) 従来の顧客や知人などからの持ち込み

ここでは、逮捕・勾留されている家族や上司、知人からの相談が考えられます。

c) 私選紹介

d) 被疑者国選

そこで、事件以来について電話などで必ず聞いておくポイントは、

- ①逮捕者の氏名・年齢・住所・職業・家族の連絡先
- ②相談者・依頼者の関係
- ③逮捕罪名や事実
- ④逮捕、勾留日時
- ⑤身柄を取られている場所
- ⑥担当捜査官
- 起訴後である場合
- ①起訴日

嫌疑を受けている本人自身

これには、任意で捜査の呼出があった場合などが考えられます。

基本的には任意ということですが、強制ではないからと拒否させるだけだとかえって逮捕させてしまったりする場合があり、黙秘権や不当な拘束がなされないよう配慮の上、捜査機関に対し、釈明することが必要だとアドバイ

スすることも考えられます。

犯罪事実を告白された場合：自主に付き添うなどがあり得ます。

2) 起訴前の捜査段階における弁護活動

別紙の逮捕から勾留の手続フローチャートを見て下さい。

犯情が軽く、また身元がしっかりとしており、出頭確保ができるような事件はいわゆる被疑者を在宅のままで、捜査が行われ、検察官が処理することになります。

EX) 軽度な怪我の人身交通事故

ところが、我々の扱う事件は殆どが逮捕から拘留をされた被疑者の弁護活動です。すると、別紙1のフローチャートにあるように、逮捕・勾留請求・勾留延長と最大23日間（特殊事件は+5日）の間に、①不当な自白の強要や捜査が行われないかを接見（面会）してチェックすると共に、②依頼者の嫌疑を晴らしたり、③被害弁償・示談を済ませたりして起訴されないよう活動することを主として、あとは、④被疑者本人の精神的な援助、⑤失職や家族が困窮しないように身柄が解放されるよう活動をすることになります。

*では、平成17年11月5日の午後9時30分頃、横浜市中区曙町のクラブで、お気に入りの女性の指名が競合したことがきっかけで言い争いになり、隣の席に座っていた被害男性Bを殴ってしまい、それでも腹が納まらず店内で暴れて店のテーブルやガラスを割ったとして、お店のママが仕方なく呼んだ警察官に現行犯逮捕されたAさんの事例をもとに、流れを考えてみましょう。

逮捕された後のAさんの身柄は所轄の伊勢佐木警察署に拘束されました。

そこでAさんは、当番弁護士を呼んで欲しいと警察官に申し出て、弁護士甲が弁護士会から派遣され11月6日に接見し、受任することになりました。

*弁護士が初回接見・受任にあたり行うこと

弁護人選任届・事案の概要の把握・身柄を取られて困る事情の有無など 接見メモ（上記相談にあたり聞き出すこととほぼ同じ・家族、職場との連絡調整のきっかけ）・名刺の差入

弁護人選任届…所轄の検察庁に提出のこと 担当捜査官とのコンタクト

司法警察員は逮捕後48時間の間に、身柄を留置する必要のある場合は検察官に身柄と書類を送り（よくいう身柄付き送検）、留置する必要がないと判断すれば、身柄を釈放し、書類のみ検察官に送検します（書類送検）。

*そこで、まず警察に対し、上申書で留置の必要のないことの申入、面談申入、家族との面会・上司等と身柄引受書を添付するなど

結局、身柄と共に書類送検がされました。

*そこで、弁護人は上申書もしくは意見書をもって検察官に面談し、在宅への切り替えを行い留置をしないよう要請

しかし、検事は罪証隠滅とか、逃亡とかを指摘して、全く聞き入れず、勾留請求へ。

*同じように意見書をもって勾留質問前に裁判官面接・罪証隠滅逃亡の恐れのないことを説得。

勾留決定（10日間の身柄勾留）

*拘留場瞻本（誰がどんな決定を行ったかを確認。被疑事実確認） 令状係

勾留理由開示（勾留理由開示請求書・求釈明書・意見陳述書・裁判所に対する理由の開示・準抗告の準備や裁判官に対するプレッシャー）

準抗告の申立（3人の合議で勾留の決定の審査）

*これらの身柄釈放に関する活動のほか

①殴った傷害の相手とのお詫びの行脚・示談交渉・被害弁償・の上申書等

②器物破損の相手（お店）示談交渉・被害弁償・の上申書・告訴の取消書等

これらをもって、早期の釈放ないし処分を働きかける

1、起訴猶予処分

2、略式命令処分（被疑者に同意を取って、50万円を限度の罰金）

勾留延長請求 (+10日)

ここでも、当初の勾留の場合とほぼ同じ活動

* その他の捜査における弁護活動

勾留場所の指定に対する準抗告

証拠保全 裁判所に対する弁護人からの証拠保全方法

具体例: 捜査官に殴られた傷の検証など

勾留取消請求 事後に必要性がなくなったことを理由

接見禁止決定に対する準抗告 令状係

接見禁止解除請求 令状係

これらを事情によって適宜活動に組み入れることになる。

最終的な満期前に弁護人に健書を提出し検察官面会して説得（家族同行）

・不起訴処分

・略式請求：検察官と連絡をとり家族に罰金を持参するように指示

3) 起訴後の刑事手続きの流れと弁護人の活動

・正式裁判請求：起訴

cf：被疑者は起訴されると被告人になる

裁判の流れは別紙

①起訴状の入手（国選であれば担当部へ行くと入手できる、選任段階で弁護士会から交付ないし裁判所書記官室で交付）

起訴内容の検討

②記録の当社・閲覧（第1回公判2週間前）しかし遅い。否認事件では苦しい
実際弁護人が初めて記録を見るができるようになるのは起訴後、さらに検察官が整理した後である（割と理解されていない）。期日を指定して「閲覧に行く。」と連絡すると早くなったりする。

検察庁の記録係に対する謄写の依頼書・委任状

③扶助での起訴前受任は1度辞任届を出して、国選弁護人選任依頼書をもって、担当部に持っていくと国選弁護人として選任してくれる。

④事前の進行予定の打合せ（「注意余談排除」）

⑤公判前整理手続き 事案複雑な事件など

⑥保釈請求

保釈とは身柄勾留されたまま、起訴された被告人に対し、一定の額の保証金

または保証書を納付させ、不出頭などの場合はその保証金を没収することを条件に判決までの身柄を暫定的に開放する制度

I 第1回公判前

令状係に保釈請求書・必須ではないが身柄引受書その他、罪証隠滅・逃亡の恐れがないこと、保証金がどのくらい積めるかといった資料を添えて、申立。

検察官に対し、不相当とする意見を出さないよう、また早く意見を返すように折衝

令状係から連絡が来て裁判官面接の上、決定がなされる。

却下の決定に対しては、準抗告

II 第1回公判後

担当部日出 流れは同じ・担当部の裁判官と面談の上で判断を仰ぐ
・許可が出ると

保釈保証金について、弁護人申立の場合は弁護人がその印をもって会計係に積む

保管金受領証書をもらって、後は検察官からの指揮所が FAX されると釈放となる。

・条件遵守の注意を促す

⑦罪状認否の方針決定 公訴事実に対する弁護人の意見書

⑧検察官提出の証拠の同意・不同意に関する意見書（不同意がある場合）

⑨弁護人提出の証拠の決定

a) 書証の作成 鑑定書・公務所照会・23条照会

示談書・嘆願書・上申書

・必ず公判1週間前ぐらいまでには検察官に開示しないと同意してもらえないことがある。

b) 証人申請：尋問準備 目撃証人 調書の任意性・信用性に関する警察官 情狀証人など

c) 鑑定申請・検証申請

⑩被告人質問準備

⑪弁論要旨の作成・提出 結審前

当日提出の場合も後日提出の場合もある

4) 判決からその後活動

1、判決の種類

有罪の判決・死刑・無期・有期の懲役・禁固・勾留、罰金、科料
(それぞれどう違うの?)

執行猶予：刑の執行猶予期間にそれを取り消されることなくその期間を経過した時は刑の言い渡しの効力が失われる制度
資格制限などなくなる

2、有罪の判決後の上訴期間

刑の言い渡しの翌日から数えて14日で満了
国選では控訴状まで差し入れてやることが最終的な任務
ただ、控訴するという被告人の場合はできるだけ弁護人が担当部に控訴状を持っていく方がベター

3、保釈金の還付手続

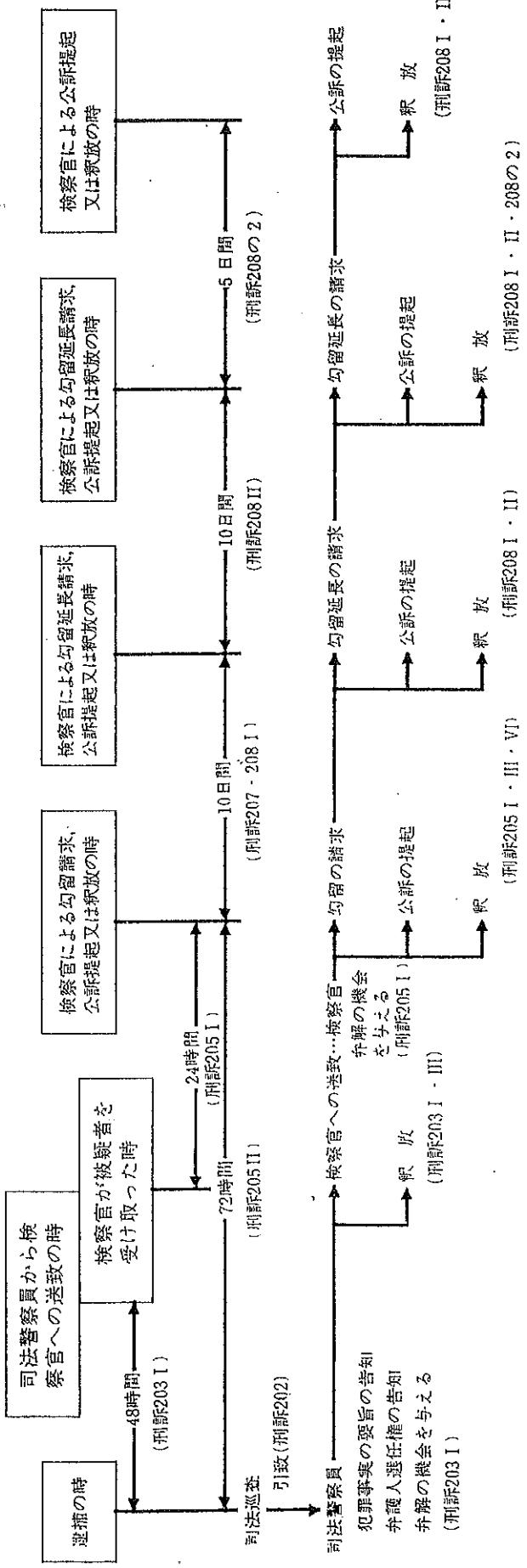
預り証をもって会計課へ
・有罪で猶予が付かなかった場合

①在宅起訴では、判決確定後に検察官の指揮で収監手続。検察庁から被告人宛に検察庁への出頭連絡があり、そのまま拘置支所へ押送
いつ出頭命令が来るかは一概に言えない

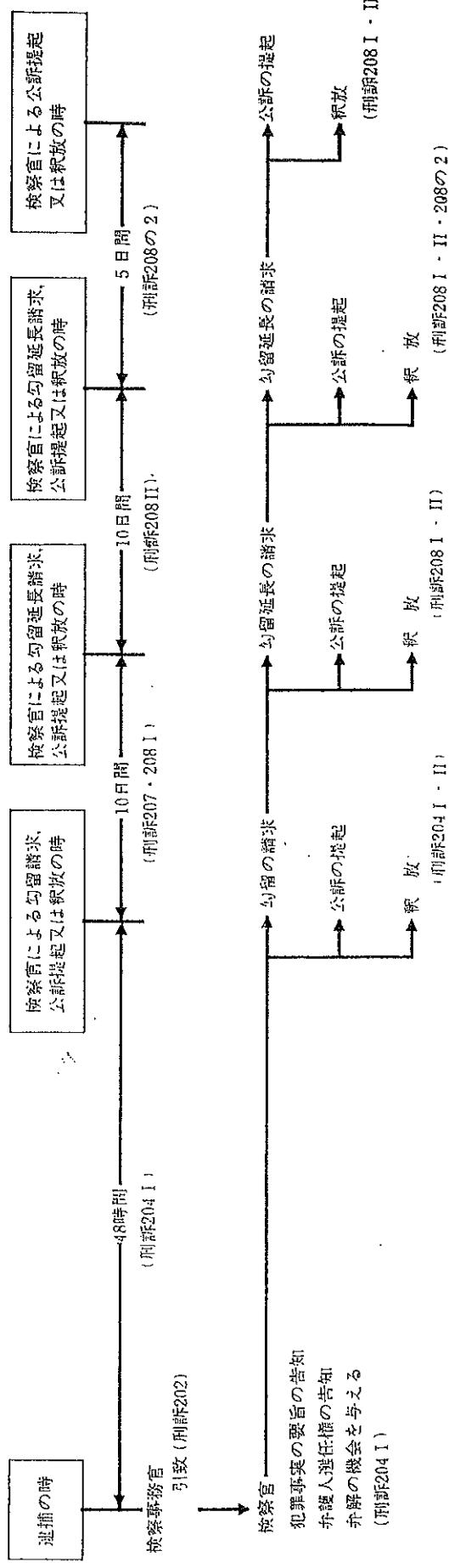
②保釈中の場合

そのまま、保釈の効力が執行し、検察事務官に拘束される。
あぶない？事件では再保釈の事前準備をすべき
cf：控訴審で再保釈で在宅になっている場合には、判決で実刑が出てもすぐ収監にはならない

(刑訴法203条・211条・216条)



II 檢察官又は検察事務官による逮捕の場合 (刑訴2041・211・216)



付 錄 刑 事 第 一 審 公 判 手 繼 圖 解

